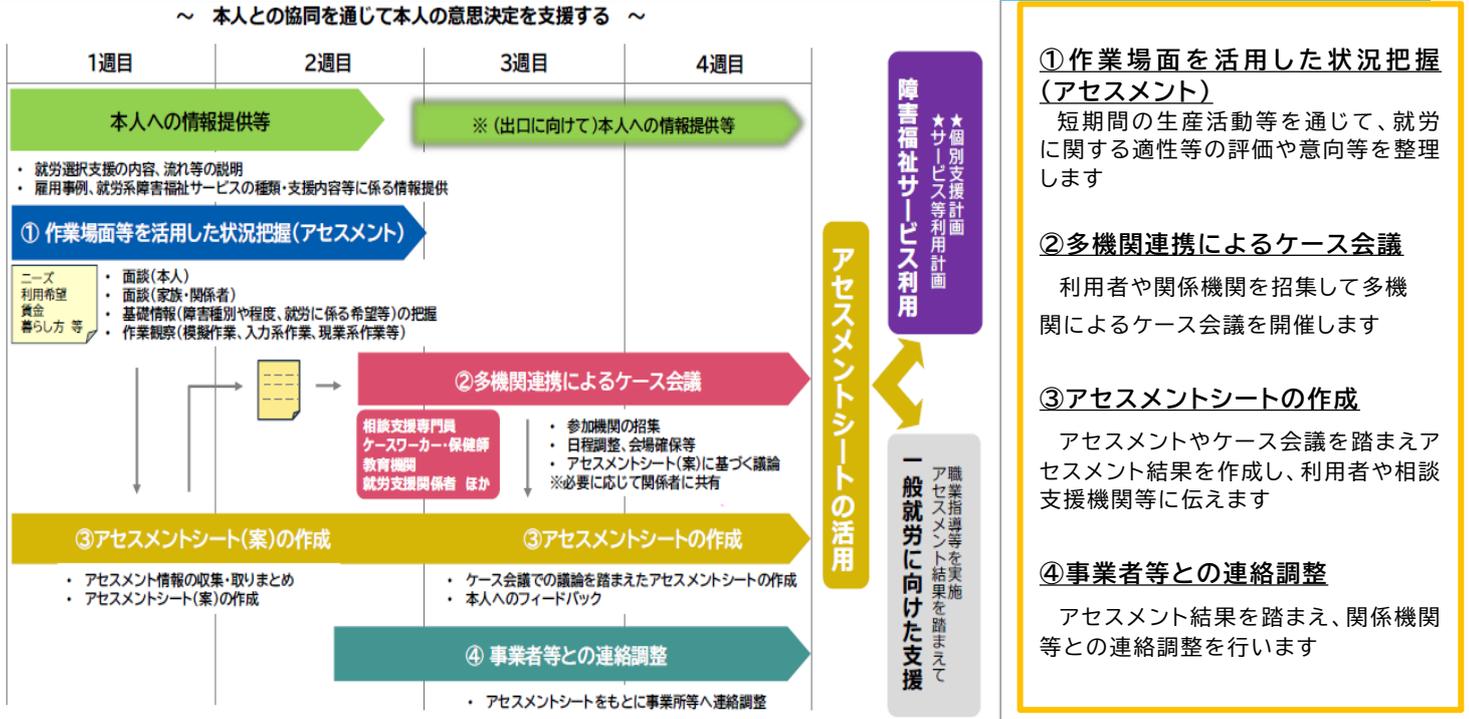


就労選択支援について

令和7年10月1日から、障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が開始されます。

就労選択支援の主な内容と利用の流れ(標準1か月)



【出典】厚生労働省「就労選択支援実施マニュアル」

就労選択支援の対象者

サービス類型	新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援 B 型	現行の就労アセスメント対象者 (下記以外の者)	令和7年10月から原則利用
	・ 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ・ 就労経験ありの者 (就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者)	希望に応じて利用
就労継続支援 A 型		令和9年4月から原則利用
就労移行支援	希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者

令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用しようと考えている方
どのような就労先や働き方が自分に合っているのか迷っている方 など

利用についての詳細は下記問合せ先や相談支援事業所にご相談ください

問合せ先 : 茨木市福祉部障害福祉課 認定給付1・2グループ

電話番号 : 072-620-1636 FAX: 072-627-1692

E-mail : syogaifukushi@city.Ibaraki.lg.jp